

交野市一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付5文科初第2592号こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長こども家庭庁成育局長通知）（以下「国要綱」）に定めるところを基本とし、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、交野市一時預かり事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めることにより、育児に対する保護者の心理的又は肉体的負担を軽減することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、交野市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長がこの事業を行うに相当と認めた団体に委託することができる。

(実施施設)

第3条 事業は、交野市保健福祉総合センター内の一時預かり室で実施するものとする。

(実施方法)

第4条 事業の実施方法については、国要綱 4実施方法(1)一般型に定めるところを基本とする

(一時預かり時間及び休業日)

第5条 一時預かり時間および休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開所又は休業することができる。

(1) 一時預かり時間 月曜日から金曜日 午前9時30分から午後4時30分まで

(2) 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日

12月28日から翌年1月3日までの期間

(定員)

第6条 一時預かり室の使用に係る定員は、4人を基本とする。ただし、保育室の面積等に応じて、定員を変更することができる。

(組織構成)

第7条 事業の実施にあたっては常時2名以上の保育従事者を配置するものとする。

2 前項の保育従事者は保育士または子育て支援員研修修了者等（国要綱 4実施

方法（１）⑥ア又はイ）であって、うち１／２以上は保育士でなければならない。

３ 本事業の適正な運営を管理するため、施設に常時責任者を１名置くものとする。

４ 前項の責任者は、業務に支障がない範囲で、第２項に規定する保育従事者を兼ねることができるものとする。

（対象児童）

第８条 一時預かり室を使用できる対象者は、市内に住所を有する概ね生後６月を超える集団保育が可能な就学前の乳幼児で、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、次のいずれかに該当する場合とする。

（１）保護者又は家族の入通院、看護又は介護等で、一時的に家庭における育児が困難である場合

（２）保護者の災害、事故、冠婚葬祭等やむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難である場合

（３）保護者の育児疲れを解消する等の理由により、一時的に保育が必要となる場合

（４）保護者の習い事、買い物、美容院等を利用するため、一時的に保育が必要となる場合

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

（使用申込み等）

第９条 一時預かり室の使用を希望する保護者は、原則として希望日の１ヶ月前から前日までに使用登録票（様式第１号）を市長に提出しなければならない。ただし、定員に満たない場合は、当日の受け入れも可能とする。

（実費相当額の納付）

第１０条 保護者は一時預かり室の使用にあたり、別表に定める実費相当額を納付しなければならない。

（事故への対応）

第１１条 事業実施にあたって、活動中の万が一の事故に備えて、補償保険（賠償責任保険・傷害保険）に加入をしなければならない。

（個人情報の保護）

第１２条 市、実施機関もしくは事業受託者等の事業関係者は、基本的人権の擁護と、個人情報の収集の制限、利用および適用の制限に努め、適切な管理を行い、個人情報の保護に関する法令を遵守しなければならない。その職を退いた後もしくは事業を終了した後

もまた同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 9年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区 分	時 間	負担する費用
全 日	午前 9時30分～午後 4時30分	2, 800円
午 前	午前 9時30分～午後12時30分	1, 200円
午 後	午後12時30分～午後 4時30分	1, 600円
時間単位	開所時間内の1時間利用	400円

